

分割承継法人とする合併又は分割型分割で、継続関係子法人でない法人を被合併法人又は分割法人とするものが行われていた場合を除く。を「除く」に改め、同号口中「の日前」の下に「利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前まで」を加え、同条第十二項中「前日」の下に「利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合には、当該対象配当等の額を受ける時の直前」を加える。

第百十九条の九第一項中「第二十三条第一項第四号イ」を「第二十三条第一項第四号イ」に、「当該払戻し等が法第二十三条第一項第二号（受取配当等の益金不算入）に規定する出資等減少分配である場合には、当該出資等減少分配に係る第二十三条第一項第五号に規定する割合」を「次の各号に掲げる場合には、当該払戻し等に係る当該各号に定める割合、次項において「払戻等割合」という。に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が行つた法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻しである場合 当該所有株式に係る第二十三条第一項第四号ロに規定する種類払戻割合

二 当該払戻し等が法第二十三条第一項第二号（受取配当等の益金不算入）に規定する出資等減少分配である場合 第二十三条第一項第五号に規定する割合

第百十九条の九第二項中「同項に規定する割合」を「払戻等割合」に改める。

第百三十三条中「前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるもの又は一を割り、十万円未満であるもの」の下に「貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除く。又は前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に必要事項は、財務省令で定める。

第百三十三条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「除く」を「除く。以下この項において「対象資産」という。」に、「がその」を「が当該対象資産（貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除く。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

14 第三項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項、第二項、第四項又は第五項の規定の適用に必要事項は、財務省令で定める。

第百四十五条の三中「規定する国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「掲げる国外源泉所得に含まれるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二十三条第三項に規定する外国市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、法第六十九条第四項第二号に掲げる国外源泉所得に含まれないものとする。

第百七十七条第二項を次のように改める。

2 次に掲げるものは、法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に含まれないものとする。

一 所得税法施行令第二百八十三条第一項（国内業務に係る貸付金の利子）に規定する利子

二 金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得

第百七十八条第六項中「の各号」を削り、「同項第四号ロ」を「同号ロ」に改め、同条第七項中「の各号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第一項第四号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの国内法人の資本の払戻し（法第二十四条第一項第四号（配当等の額とみなす金額）に規定する資本の払戻しをいう。ロにおいて同じ。）又は解散による残余財産の一部の分配（以下この号において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合が百分の五以上であるとき。

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該払戻し等に係る払戻等割合（第百十九条の九第一項（資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額等）に規定する払戻等割合をいう。ロにおいて同

じ。）に、当該国内法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該国内法人を含む当該国内法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該国内法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合

ロ 当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資の種類ごとに、その種類の株式又は出資に係る払戻等割合に、当該国内法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該国内法人を含む当該国内法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該国内法人の当該種類の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合の合計割合

第百八十四条第一項第十二号中「及び第二項」を削り、「代替資産（同条第一項に規定する損壊をした所有固定資産の改良をした場合における当該固定資産を含む）」を「取得をした代替資産及び改良をした損壊資産等並びに同条第二項に規定する交付を受けた代替資産（以下この号において「代替資産等」という。）に、これらの規定」を「同条第一項」に改め、「又は」の下に「同条第二項に規定する」を加え、「当該代替資産」を「代替資産等」に改め、同項第十五号中「同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、「掲げる」の下に「もの」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中法人税法施行令第百十一条の四の改正規定、同令第百八十四条第一項第十四号の改正規定、同項第十五号ロの改正規定、同条第五項の表の改正規定及び同令第二百二条第一項の改正規定並びに第二条中令和二年改正前法人税法施行令第百一十号の四の改正規定及び令和二年改正前法人税法施行令第百八十四条第一項第十五号の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

（資本金等の額に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第八十八条第一項第十八号（ロに係る部分に限る。）の規定は、法人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する資本の払戻し等を行う場合について適用する。

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第三条 新令第二十三条第一項第四号（ロに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する払戻し等について適用する。

（圧縮記帳に関する経過措置）

第四条 新令第七十九条第四号の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金について適用する。

2 新令第八十条の二第一項の規定の適用については、同項に規定する固定資産の取得価額には、当該固定資産につき既にその償却費として各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年改正前法人税法」という。）第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条及び附則第六条第二項において同じ。）の連結所得（令和二年改正前法人税法第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された金額の累積額に第二条の規定による改正後の令和二年改正前法人税法施行令（以下「新令」という。）第七十九条の二に規定する割合を乗じて計算した金額を含まないものとする。

3 新令第八十三条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する固定資産の取得価額には、当該固定資産につき既にその償却費として各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の累積額に新令和二年改正前法人税法施行令第八十二条の三に規定する割合を乗じて計算した金額を含まないものとする。